

川崎支部便り 第82号 (2024年11月)

オープンで各自が主役：川崎支部

川崎支部支部長 山岸一雄 (執筆：山岸))

人生を豊かに (雑学のすすめ)

【管轄権を明らかに出来ない裁判とはリンチと同じ？】

東京裁判は1946年(昭和21年)5月3日、午前11時20分に始まりました。裁判官忌避動議が却下されると、次に清瀬弁護人は管轄権の問題を取り上げました。管轄権とはつまり、この裁判を行う権限がどこから来たか、誰がどうしてこの裁判ができるのか、という根拠の所在のことです。

清瀬弁護人は、この法廷には「平和に対する罪」「人道に対する罪」に問われている被告について裁判する権限がないと主張したのです。それは次のような論理でした。「いうまでもなく、当裁判所は連合国がポツダムにおいて発しました降伏勧告の宣言、その中に連合国の俘虜に対して残虐行為をなした者を含むすべての戦争犯罪者に対しては峻厳(しゅんげん)なる裁判がおこなわれるべし、という条規が根源であります。このポツダム宣言は同年9月2日に東京湾において調印された降伏文書によって確認受諾されたのであります。それゆえにポツダム宣言の条項はわが国を拘束するのみならず、ある意味においては連合国もまたその拘束を受けるのでありまして、すなわちこの裁判所は、ポツダム条項において戦争犯罪人と称する者に対する起訴は受け入れることは出来ますが、同条項で戦争犯罪人と称せざる者の裁判をなす権限はないのであります」つまり、この裁判で裁けるのはポツダム宣言の中で「戦争犯罪人」と称せられている者だけだというわけです。

では、ポツダム宣言に言う「戦争犯罪人」とは誰のことなのでしょう。まずはその意味を厳格に定めなくてはならないと清瀬弁護人は言うのです。裁くべき体操が不明確なまま裁判を進めることなどは出来ません。しかも、この戦争犯罪人という意味は、東京裁判が行われている時点で考えられるべきではありません。1945年7月26日のポツダム宣言が発せられた時点で、この宣言を発した国(米・英・中華民国)とそれを受けた国(日本)において、戦争犯罪がどのように考えられていたかをはっきりさせなくてはならないと、清瀬弁護士は主張しました。

「その当時まで世界各国において知られていた戦争犯罪ということの意味は、結局、戦争法規、慣例を犯した罪という意味であります。その実例として多く挙げられているものは、交戦者の戦争法規の違反が一つ、非交戦者の戦争行為が一つ、略奪が一つ、間諜(かんちょう)スパイ活動)および戦時反逆、この4つが戦争犯罪の典型的なものであります。(中略)平和に対する罪、すなわちその戦争の性質がいかかでありましても、戦争自体を計画すること、準備すること、始めること、イニシエーティング、および戦争自体、すなわちウェーピング(戦争の遂行)それ自体を罪とすることは、1945年7月当時の文明国共通の観念ではないのであります」

要するに、ポツダム宣言が発せられた当時の戦争犯罪とは、清瀬さんの言葉にもあるような通常の戦争犯罪のみであって、東京裁判条例にある「平和に対する罪」や「人道に対する罪」は戦争犯罪とはされていません。もしも東京裁判が極東国際軍事裁判の名を冠するに値する国際法廷ならば、これらの罪を裁く権限はないこととなります。にもかかわらずこれらの罪を裁くというならば、その管轄権(ジュリスディクション)はいったいどこにあるのかと清瀬弁護人は問うています。

この異議申し立ては非常に重大な意味を持っていました。裁判を行うことが国際法にあるならば国際法と言えいいし、アメリカの裁判に基づくのであれば一応の管轄権があることとなります。しか

し、この裁判はそうではありません。清瀬弁護人の言う様に、根拠はどこにもありません。従って、裁判長も管轄権の所在を明確に答えようがなかったのです。

数日間の休廷後にウェブ裁判長の口から出たのは、「弁護側の意義はこれを却下する。却下の理由は後にこれを説明する」という驚くべき答えで、何も答えを出さないまま、裁判を進行させるというのです。結局、却下の理由は判決が出るまで明らかにされませんでした。

管轄権を問題にしたのは清瀬弁護人の大ヒットでした。管轄権を明らかに出来ない裁判とはリンチと同じだからです。裁判の進行の途中でも、アメリカ人弁護人のデービット・スミスは「管轄権も明らかにできない裁判は進行してはいけない」と抗議し、裁判を白紙に戻すように求めました。ところが裁判長はこの訴えも却下しました。法律家の目で見ると、初めの数日でもう裁判は終わったという見方が出てもおかしくなかったのですが、それでも強引に推し進められたのが東京裁判という裁判でした。(渡部昇一氏から)

川崎点描：川崎支部活動拠点

【(かわさきの魅力都市－幻の川崎縦断鉄道とは?) ①】

(川崎市の誕生は関東大震災の翌年?)

横浜市、横須賀市に次いで、神奈川県下3番目の都市として川崎市が誕生したのは関東大震災の翌年1924年(大正13年)7月1日です。川崎町、大師町、御幸村の2町1村が合併したことで始まりで、現在の市政が確定したのは1939年(昭和14年)のことです。この間はわずか15年間です。川崎港を中核とする京浜工業地帯川崎臨海部を原動力とした発展がうかがわれます。

市政以前は、現在の市政と横浜市の一部を合わせて橘樹郡と呼ばれていました。1938年(昭和13年)10月1日に橘樹郡に最後まで残っていた稲田村、生田村、向丘村が編入し、橘樹郡は消滅しました。1939年(昭和14年)3月27日に、都筑郡柿生村と岡上村の川崎市への合併が承諾され、都筑郡も消え、川崎市の市政が確定しました。

政令指定都市となった1972年(昭和47年)の川崎市の人口は98万2800人で、翌年(1973年)には100万人を突破し、現在に至っています。

(川崎縦断鉄道のあらすじとは?)

川崎市の人口は約150万人で、これは全国20の政令指定都市のうち横浜市、大阪市、名古屋市、札幌市、福岡市に次ぐ6位に位置します。ところが川崎より人口が多い5都市はもちろん、川崎市よりも人口の少ない神戸市、京都市、仙台市にも地下鉄があるのに対して、川崎市には地下鉄がないのです。

正式には「川崎縦貫高速鉄道」と呼ばれた地下鉄路線は、2001(平成13)年に国土交通省から鉄道事業許可を受けて、都市計画の改定や環境アセスメントにも着手するなど、着工まで秒読みの段階にありました。川崎市が最初に地下鉄構想に言及したのは、1963(昭和38)年3月に公表した「川崎市総合計画書」でした。計画書は「縦断交通の強化拡充が考えられなければならない」として、市域北西部の住宅開発が飛躍的に発展する中で、ベッドタウンから臨海工業地帯を結ぶ縦断交通が必要との認識を示しました。

しかし、様々な事情で計画の延期が決まり、やがて休止となり、2018年に正式に廃止されました。実現の一手手前まで行きながら幻と消えた地下鉄計画とはどのようなものだったのでしょうか。

(川崎市の縦軸と横軸とは?)

川崎市の縦軸の鉄道は5本もあります。JR線、京浜急行電鉄線、東急電鉄東横線、東急電鉄田園都市線、小田急電鉄小田原線です。東京都へ通勤・通学する15歳以上就業者・通学者の割合は40%を超えていると言われ、「神奈川県民（川崎都民）」が非常に多いのです。神奈川県庁所在地である横浜市よりも東京との結びつきが非常に強いのです。横軸は川崎駅と立川駅を結ぶJR南武線1本だけで、広域拠点を機能的に連携する縦貫鉄道の実現は、長年の懸案です。

運輸省の諮問機関である都市交通審議会の答申では、川崎市を横断する地下鉄として5号線（大師河原～末吉橋～元住吉～長沢～百合丘）の整備を盛り込んでおり、これが川崎縦貫鉄道の原型になりました。1973年（昭和48年）、川崎市は「北部副都心構想」で、小田急小田原線と多摩線の分岐点として開業が決定していた新百合ヶ丘駅（翌年の1974年開業）周辺を市北西部の拠点として開発することを発表しました。

（新川崎地区新駅～川崎駅整備と京急大師線への乗り入れ構想とは？）

運輸政策審議会答申第7号を基に、川崎市は縦貫高速鉄道基礎調査を行い、1992年（平成4年）3月の発表内容は、新百合ヶ丘駅から武蔵野南線への接続線を新設し、梶が谷貨物ターミナル駅から乗り入れて武蔵小杉駅を經由して新川崎地区の新設駅（新川崎駅）に至るもので、川崎駅での連続立体交差事業で、地下化される京急大師線に乗り入れる計画でした。

その間に国鉄が分割民営化され、1987年4月1日にJR各社が発足しました。JR東日本の協力が得られなかったため、川崎市は90年代半ばから、新百合ヶ丘～川崎間すべてを新線で整備する方針へと転換しました。当初の事業主体は第三セクターとされていましたが、後に川崎市交通局を事業主体とする市営地下鉄として整備する方針に変更になりました。

新百合ヶ丘～川崎間の全区間新線整備計画と小田急との乗り入れ構想により、神奈川東部方面線の新川崎地区新駅～川崎駅整備と京急大師線への乗り入れ構想は宙に浮いてしまいました。また一方で、小田急との乗り入れ協議は結局不調に終わり実現しませんでした。

（燃料電池による地下鉄車両の実現は実現するか？）

2005年（平成17年）に阿部市長は川崎縦貫鉄道の採算性を高めようと、再度のルート変更を指示しました。初期整備区間の終点を東急線しか接続できない元住吉駅から、JRと東急の双方とも接続でき、当時建設予定であった横須賀線の駅を介して東京駅への連絡も可能な武蔵小杉駅へ変更しました。

2012年（平成24年）5月、川崎市の委託を受けた「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」が検討結果の提言書を提出しました。提言書では燃料電池による地下鉄車両の実現は現時点では技術的に難しいこと、将来の人口減少など計画当初との社会環境の変化を前提とした収支検討が必要なことなどを指摘しました。検討委員会の提案を受けると、阿部市長は記者会見で、2012年度（平成24年度）をもって新百合ヶ丘～武蔵小杉間での計画で設置した高速鉄道事業会計の廃止を発表しました。地下鉄建設を推進してきた地域住民団体「川崎縦貫高速鉄道建設を進める会」は解散しました。

2018年（平成28年）3月、川崎市総合都市交通計画の中間見直しで、本計画の廃止が正式に決定しました。かくて、半世紀以上に渡った川崎縦貫鉄道計画は幻となりました。

道路、地下鉄も検討

路面混雑や排ガスを防止

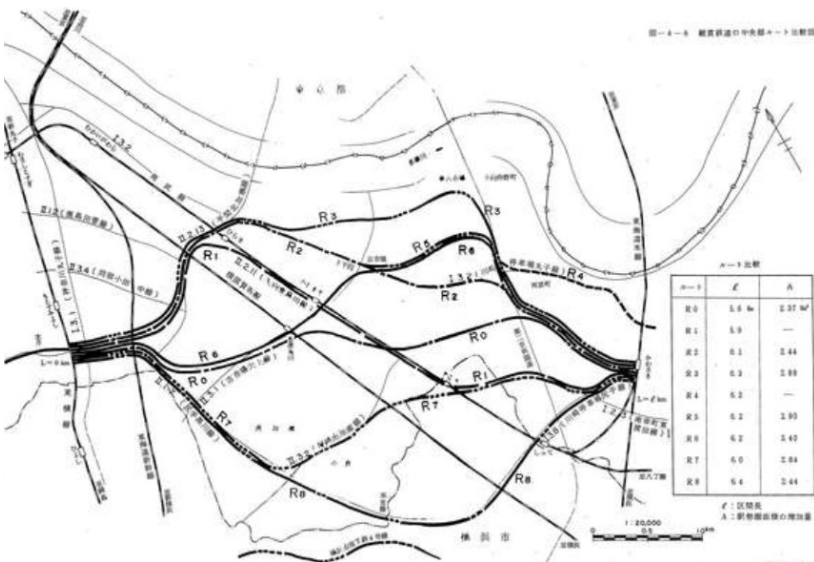
北部地区にモノレール

市交通体系整備に着手

各局担当で 専門班を編成

市は、市交通体系の整備に着手し、市内各主要地区にモノレールや地下鉄、バス専用道路などを検討している。市交通局長は、市内各主要地区にモノレールや地下鉄、バス専用道路などを検討している。市交通局長は、市内各主要地区にモノレールや地下鉄、バス専用道路などを検討している。

市交通局長は、市内各主要地区にモノレールや地下鉄、バス専用道路などを検討している。市交通局長は、市内各主要地区にモノレールや地下鉄、バス専用道路などを検討している。市交通局長は、市内各主要地区にモノレールや地下鉄、バス専用道路などを検討している。



(画像は Yahoo Japan から引用)

支部の活動

- ① 2024年10月19日(土)：川崎支部中間総会
世田谷キャンパスで、講演会や懇親会共に、無事に終了しました。
有難う御座いました。
- ② 2024年11月02日(土)：研究室を探検しよう(和多田研究室) 11時から12時
- ③ 2024年12月14日(土)：ANA 整備工場の見学 (なかなか見られない飛行場の内部です)

ご存じですか

【野球解説者の金田正一のお母さんからの贈り物？】

現役を引退して野球解説者になった野球の金田正一氏(1933.08.01~2019.10.06 愛知県生まれ)が臨済宗僧侶松原泰道氏(1907.11.23~2009.07.29 東京都生まれ)との対談です。金田さんは開口一番

「ワシは朝起きると天候のいかんにかかわらず、東に向かってお陽さまを拝むが、間違っとなるか？」と、怒鳴る様にいわれてびっくりしたそうです。老人ならともかく、金田さんの若さでお陽様を拝む敬虔な心を持っておられるのが意外に感じたからです。子供の時にお母さまから、朝起きたら必ずお陽様を拝むようにと、厳しくしつけられたのです。

「ワシのおふくろは、国宝で文化財だ。自分の名前も満足に書けんし、新聞もろくに読めんのだ。こんな人間は、今の日本国中をどこを探してもおらんだろ、だから国宝・文化財的存在だと言うんだ。ワシは子供の時学校で教わってわからんところを、おふくろに聞いたが何も教えてくれなかった。いや、教えることが出来なかったのだ……」

金田さんはここで言葉を切ると、また元気よく、「ワシは少しも恥ずかしいとは思っらん。ワシのおふくろは教育ママとは違うんや。いろはのいの字も知らなんだが、ワシにお陽様を拝めと、小さい時からしつけをしてくれたんや……」『『正一、お天道さんを拝みなされ、正一、お天道様は何もご存じだから、お天道様を拝みなされー』と、ただそれだけを教えてくれたんや。おかげで、素晴らしいご利益を得たんや」「うん、陰で悪いことが出来ないこと、罪と罰とを恐れること。大きなご利益だろ、お天道様とおふくろさんのおかげだよ……」貧乏で目玉焼きも子供時に食べたこともなかったという金田さんです。その中をひねくれずにまっすぐに成長できたのは「国宝で文化財」の無学のお母さんの「お天道様を拝め」というしつけがあったればこそでしょう。

(父母恩重経を読む 松原泰道から)

次号もお楽しみに。皆様のご意見・ご感想をお待ちしています。

問合せ・連絡先：川崎支部 幹事長 松本浩一

TEL：090-9363-6082 E-mail：kawa_matsu51@v00.itscom.net